

## ドナー安全対策委員会への報告基準について

本委員会は「生体肝移植ドナーにおいて、死亡ならびに術後重度合併症が発生した際に」詳細を調査し学会に報告してまいりました。その目的は、プロフェッショナル・オートノミーの一環として生体ドナー重大合併症について情報を開示・共有して、ドナーの安全性を推進することにあります。これまでは、各施設が自主的にドナー重大合併症とご判断された場合に本委員会にご報告いただいておりますが、今後は下記のような一定の基準を設けることになりました。つきましては、下記基準に照らし合わせて該当事例がございましたら、本委員会までご報告をお願いします。

「生体肝移植ドナーのグラフト肝摘出手術に関連して、1) Clavien-Dindo IV(生命危機のある場合)、V(死亡)の合併症が生じた場合、2) Clavien-Dindo III(外科的、内視鏡的、侵襲的治療が必要)でも退院後も年単位で治療を要する、または半永続的な後遺症が残ることが予想される場合、にドナー安全対策委員会に報告する。」

日本肝移植学会

理事長 大段秀樹

ドナー安全対策委員会委員長 高田泰次